

監査公表第 13 号

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 11 月 8 日付監査報告第 10 号の監査結果報告に基づき、
大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法
第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 8 年 3 月 10 日

大牟田市監査委員 岡 田 和 彦

同 古 庄 和 秀

ス 第 551 号
令和 8 年 2 月 3 日

大牟田市監査委員 岡田 和彦 殿
同 古庄 和秀 殿

大牟田市長 関 好 孝
(市民協働部)

行政監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 11 月 8 日付、監査報告第 10 号で報告がありました個別指摘事項について次のとおり措置しましたので報告いたします。

【個別指摘事項】

一般会計

(1) 補助金交付額について (市民協働部スポーツ推進室)

スポーツ都市宣言推進協議会に対する令和 3 年度の補助金交付額は 482,000 円であるが、実績報告 (収支決算書) での補助対象経費となる支出は 306,871 円であり、補助金交付額が補助対象経費を 175,129 円上回っていた。にもかかわらず、補助金は適正に処理されているとして、補助金の返還を求めていなかった。

補助金は前金払で交付されていたが、財政的支援という補助金の性格上、まず、補助事業に係る収入等を経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、補助金交付額が補助対象経費となる支出を上回る場合は、当該上回る額については、返還を求めるべきである。また、令和 2 年度以前についても、多くの年度で補助金交付額が補助対象経費を上回っていたため、あわせて補助金の返還を求めるべきである。

補助金交付事務を適正に行うとともに、実績に応じた補助金額を交付されたい。

【措置の状況】

一般会計

(1) 補助金交付額について (市民協働部スポーツ推進室)

スポーツ都市宣言推進協議会の補助金は、協議会の運営活動を助成することを目的としており、対象経費としては、「一年度の通常運営に要する経費」としています。

この、通常運営に要する経費とは、協議会が実施する事業に係る直接経費と、協議会の運営に係る経費で構成されています。

指摘を受けております、補助金額が補助対象経費を上回る事象については、本来であ

れば、協議会の運営に係る経費として計上すべき費用を適正に計上していなかったことにより生じたものです。こうした状況は、当室に協議会から提出された実績報告書の確認が適切に行われていれば発生していないものと考えています。今回の補助金交付額が補助対象経費を上回る額については、当室が適正な額で実績報告を提出させるなどの対応を求めることなく、誤って交付額を確定させたことによるものであることから、返還は求めないこととしています。

今後は、こうした補助対象経費の計上誤り等がないよう、補助金交付要綱に対象経費を明確に記載し、申請様式についても見直すなど所要の手続きをとり、これまで以上に当室での確認体制を強化し、実績に応じた適正な事務処理を行うよう努めてまいります。